

令和3年(2021年)9月13日

保護者の皆様

札幌市立平岸中学校
校長 藤倉 悟

本校の今後の教育活動について

北海道に発令されている緊急事態宣言が9月30日(木)まで延長されることとなりました。これを受け、札幌市教育委員会から市立学校・園にこの期間における感染症対策に対する通知が发出されました。つきましては、本校として、**引き続き**下記のとおりの方針をとることといたしますので、保護者の皆様には趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 学校における感染リスクの回避の徹底

- (1) 9月に予定していた、各学年の旅行的行事は9月3日にお知らせしたとおり延期することとしました。 ※ 各々、詳細が決まりましたらお知らせいたします。
 - ・ 3学年 修学旅行 → 3月上旬の公立高校入試後に実施予定
 - ・ 2学年 宿泊学習 → 11月10日(水)～11日(木)に実施予定 12日(金)休業日
 - ・ 1学年 校外学習 → 10月以降に実施予定
- (2) 学校運営上必要な方以外の入校を制限いたします。
- (3) 引き続き、お子様の家庭での朝の検温と同居人の方の健康観察にご協力をお願いいたします。詳しくは、裏面の「**新型コロナウイルス感染症対策の徹底のお願い**」(再掲)を必ずご覧ください。
- (4) フェイスシールドやパーテーションの活用など感染症対策を施した上で、各教科の授業を継続いたします。ただし、感染のリスクの高い、生徒同士の近距離での活動は行いません。
- (5) 緊急事態宣言が発令されている期間においては、部活動は原則休止となります。なお、中体連・中文連等が主催する全国・全道大会等につながる活動や中体連の新人戦については、生徒の活動を保障いたします。この場合、大会2週間前からの活動とし、感染症対策を徹底し、活動を原則、自校内、平日のみとします。

2 その他

- デルタ株や新種の株も出現し、新規感染者数や入院患者数の推移は予断を許せない状況が続いております。ご家庭においても不要不急の外出を控え、お子様を3密の環境から遠ざけるようご配慮をお願いいたします。
- 札幌市内の児童会館・ミニ児童会館の自由来館も引き続き休止しております。
- この件に係るお問合せについては、教頭(電話 811-9585)までお願いいたします。

【裏面に続く】

新型コロナウイルス感染症対策の徹底のお願い（再掲）

1 登校前の健康観察の徹底について

のどの痛みなどの風邪症状がある中で登校し、後に新型コロナウイルスに感染していたことが判明する事例が散見されることから、以下の点について改めて徹底していただくようお願いいたします。

- (1) 毎朝の検温と健康観察を必ず行ってください。
- (2) 子ども本人又は同居している方に、一般的な風邪で見られる症状（のどの痛み、鼻汁、頭痛、発熱、倦怠感、寒気など）が一つでもある場合は出席停止となりますので、登校させないようにしてください。

2 出席停止の取扱いの変更について（下部の一覧表参照）

8月27日までの出席停止の基準に加え、当面の間（8月28日～9月30日）、以下の基準に該当する場合も出席停止として取り扱います。該当する場合は、必ず学校に御連絡ください。基準を変更する場合には、改めてお知らせいたします。

- ・子どもと同居している者が濃厚接触者の指定を受けた場合は、当該濃厚接触者が検査を受け、陰性が判明するまでの間
- ・子どもの同居している者が海外から帰国又は再入国した場合は、当該帰国者が検疫所から自宅待機を求められた期間
- ・上記のほか、子どもと同居する者がPCR又は抗原検査を受けることになった場合は、結果が判明するまでの間（ただし、勤務先等の規則により、定期的に検査を受けるときはこの限りではありません）

※なお、新型コロナウイルスワクチンを子どもが授業を休んで接種する場合や、子どもや子どもと同居している者がワクチン接種後に副反応と思われる症状が出ている場合は、出席停止などの取扱いができるため、学校に相談してください。

連絡先： 札幌市立平岸中学校 011-811-9585

札幌市教育委員会保健給食課保健係 011-211-3841

札幌市立園・学校の子どもの新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の基準

①	子ども本人に感染が確認された場合	治癒するまでの間
②	子どもと同居している者に感染が確認された場合	以下のうちいずれかの間、もしくは③に従う ・同居の患者が治癒してから14日を経過した日までの間 ・同居の患者と同居しなくなった日から14日を経過した日までの間
③	子ども本人が、保健所から濃厚接触者として指定された場合	保健所からの健康観察期間が終了するまでの間
④	子どもと同居している者が保健所から濃厚接触者として指定された場合	当該濃厚接触者の検査結果（陰性）が判明するまでの間
⑤	子ども本人又は子どもと同居している者がPCR又は抗原検査を受けることになった場合	受検者の検査結果（陰性）が判明するまでの間
	※子どもが保健所から濃厚接触者として指定されている場合は、③に従う ※子どもと同居する者の勤務先等の規則による、定期的な検査を受ける場合は、出席停止としない	
⑥	子ども本人又は子どもと同居している者に発熱等の風邪の症状がみられる場合	症状がみられる者の症状が消失するまでの間
	※新型コロナウイルス感染症以外の診断を受けた場合や、医師から新型コロナウイルス感染症ではないと告げられたときは、出席停止としない	
⑦	子ども本人又は子どもと同居している者が海外から帰国・再入国した場合	帰国・再入国した者が検疫所から自宅待機を求められた期間
⑧	医療的ケアが日常的に必要な場合 基礎疾患等がある場合	主治医や学校医に相談の上、登校を判断する

※同居していない場合でも、毎日親戚の家に寄るなど、共にする時間が日常的にある場合は「同居」として扱う。

※**新型コロナウイルスワクチンを子どもが授業を休んで接種する場合、あるいは、子どもや同居の者がワクチン接種後に副反応と思われる症状が出ている場合は、出席停止**などの取扱いができるため、学校に相談すること。

2021/8/28 札幌市の状況により変更します。